

新分類による詐欺の手口分類に基づいて、平成7年以降の詐欺の手口別検挙人員を男女別及び成人・少年別に見ると、旧分類で見た15年までの傾向と同様、詐欺による検挙人員で最も多いのは成人男性で、毎年詐欺による検挙人員の76%以上を占めており、次いで成人女性、男子少年、女子少年の順である。

手口別では無銭詐欺の比率が最も高く、男女総数ではほぼ毎年40%以上である。特に、女子少年でこの傾向が強く、毎年女子少年の詐欺による検挙人員中、60%以上が無銭詐欺であり、平成22年も78.6%を占めている。成人女性の詐欺検挙人員に占める無銭詐欺の比率は、近年おおむね30%台であるが、成人男性では40%台、男子少年では50%台であり、成人女性で最も詐欺の手口が多様化していると考えられる。なお、新分類では、無銭詐欺の内訳（無銭飲食／無賃乗車／無銭宿泊）の数值は入手できない。

有価証券等利用詐欺は、同手口の8割程度を占める成人男性の検挙人員が、平成13年以降急激に減少したことから、同手口による検挙人員総数も、近年著しく減少している（CD-ROM資料6参照）。

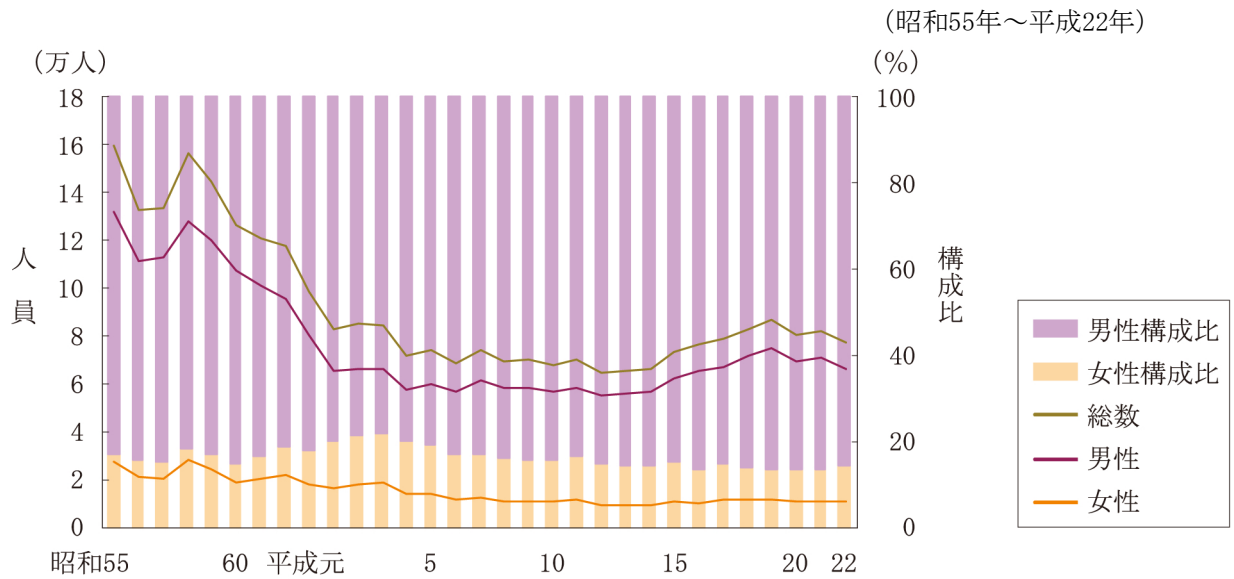
## 第9節 特別法犯

特別法犯（覚せい剤取締法違反を含む。）においては、送致人員総数、成人・少年別（犯行時の年齢による。）の送致人員及び人口比（以下、特別法犯については、人口10万人当たりの送致人員をいう。）の分析を行う。

### 1 送致人員

1-9-1図は、昭和55年以降の特別法犯の男女別送致人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-9-1図 特別法犯 送致人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、特別法犯による送致人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

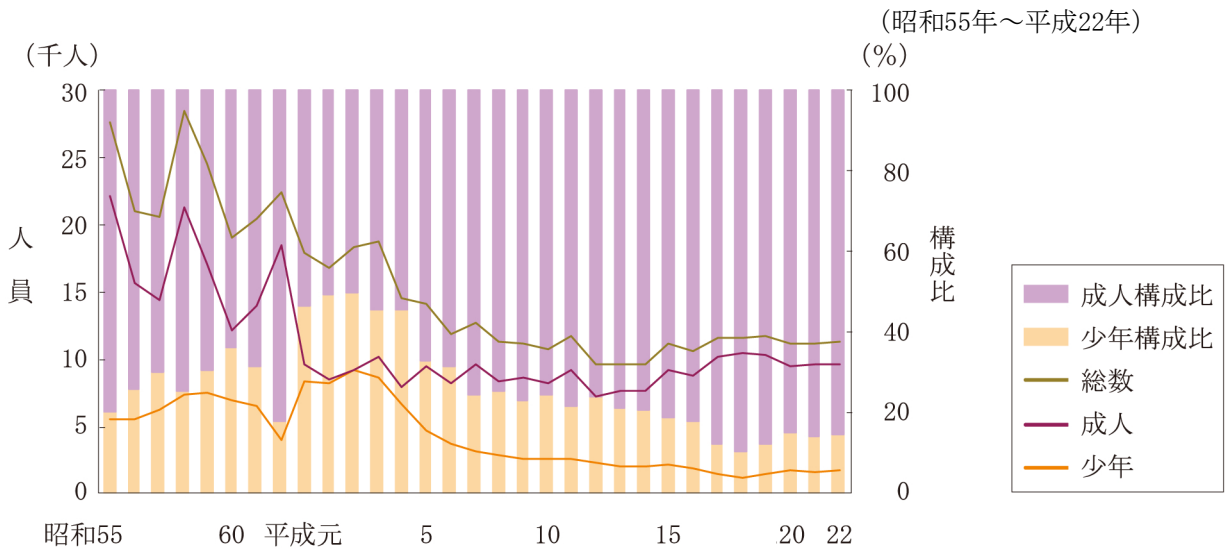
3 「特別法犯」は交通関係法令違反を除く。

特別法犯の送致人員は、昭和62年まで10万人を超えていたが、その後減少し、平成12年には6万4,622人となった。15年以降は7万人台から8万人台で推移しており、22年は7万7,378人であった。男女別及び成人・少年別のいずれで見ても、送致人員は減少傾向にある。特別法犯では、4年まで送致人員の2割以上が少年であったが、少年比は3年から低下し、2年のピーク時（34.0%）と比較すると、22年は3分の1以下の9.7%となった。

女性比は、平成3年の22.0%をピークとして低下傾向にあり、22年は14.6%であった。同比率の低下は、3年以降14年にかけての女性の送致人員が男性以上に減少したことによると考えられる。また、女性比を成人・少年別に見ると、22年は成人で13.8%、少年で21.7%であった（CD-ROM資料1参照）。

1-9-2図は、昭和55年以降の女性の特別法犯による送致人員を成人・少年別に人員と構成比で見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-9-2 図 特別法犯 女性送致人員の推移（成人・少年別）



注1 警察庁の統計による。  
 注2 犯行時の年齢による。

女性の送致人員は、昭和62年まで、ほぼ毎年2万人を超えていたが、その後減少して、平成17年からは1万1,000人台で推移し、22年は1万1,266人であった。女性では少年比が高く、昭和59年から平成6年までの間は、ほぼ毎年30%を超えていた（平成2年は49.7%）が、その後低下傾向となり、22年は14.4%であった（CD-ROM資料1参照）。

2 人口比

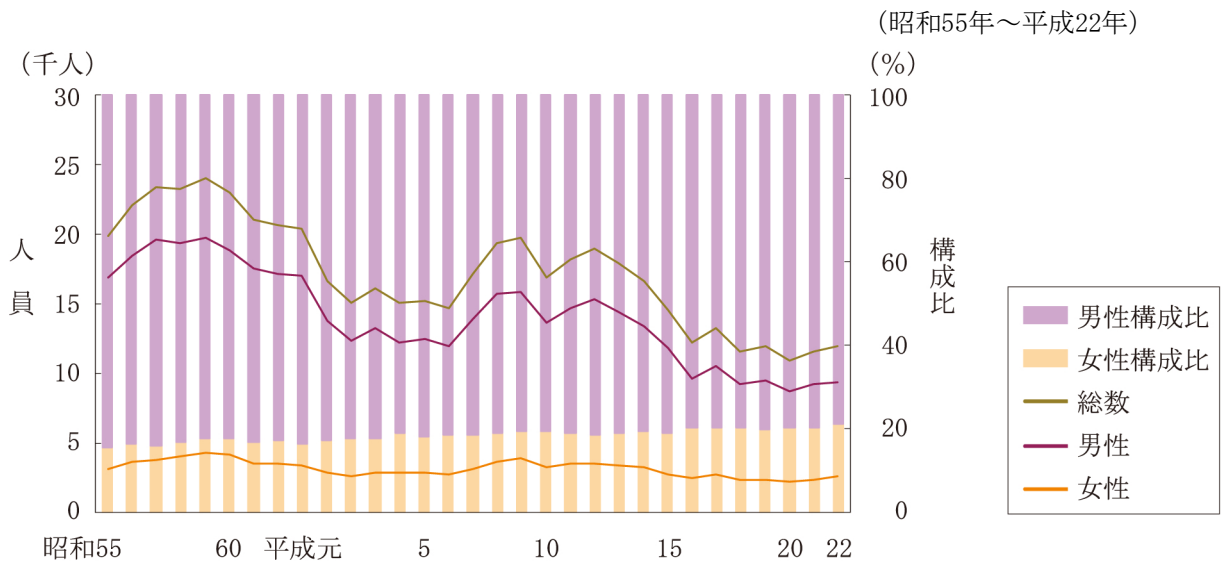
昭和55年以降の特別法犯の人口比を見ると、同年をピーク（175.4）として長期的に低下傾向にある。63年以降は100未満で推移しており、平成22年は69.6であった。同年の人口比を男女別に昭和55年と比較すると、男性は同年の298.4から123.0に、女性は59.1から19.6に低下している。成人・少年別（犯行時の年齢による。）に平成22年の人口比を昭和55年と比較すると、成人は同年の152.0から67.2に、少年は370.8から104.0に低下した。女性は男性より、少年は成人より顕著に人口比が低下したことがわかる。人口比の低下が著しい少年について、男女別に同様の比較をすると、女子少年は昭和55年の116.6から46.2に、男子少年は614.3から159.0に低下しており、男子少年で女子少年よりも大きく低下している。成人男性では昭和55年の258.5から120.3に、成人女性では52.5から17.9に低下しており、成人では女性の方が人口比の低下が大きい（CD-ROM資料1参照）。

## 第10節 覚せい剤取締法違反

### 1 送致人員

1-10-1図は、昭和55年以降の覚せい剤取締法違反の男女別送致人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-10-1図 覚せい剤取締法違反 送致人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、覚せい剤取締法違反による送致人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

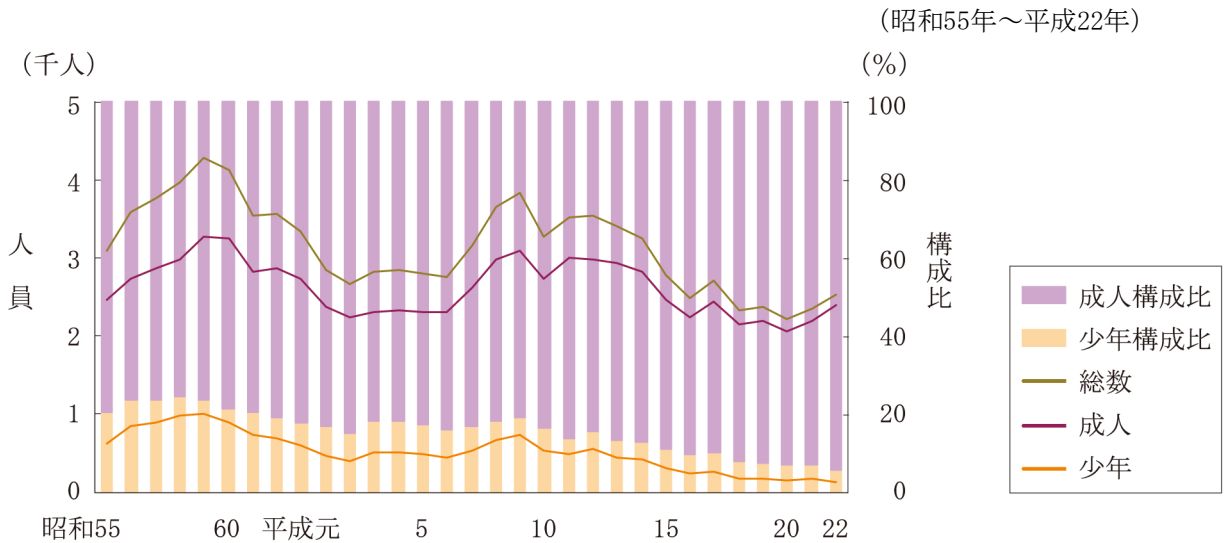
覚せい剤取締法違反の送致人員は、昭和59年の2万4,022人をピークに減少傾向で推移し、平成22年は1万1,884人と、ピーク時から半減している。

女性の送致人員も昭和59年の4,274人をピークに、その後減少傾向にあるものの、成人女性だけを取り出すとほぼ毎年2,000人台で推移している上、女性の送致人員総数は平成22年にも2,543人であり、男性と比較すると減少率が低いことから、女性比は上昇している。同比率は、15年までは10%台であったが、16年以降は20%台で推移し、22年は21.4%であった。特別法犯全体の女性比と比較すると顕著に高く、一般刑法犯検挙人員の女性比とほぼ同水準であり、覚せい剤事犯においても、送致人員の5人に1人以上が女性となっている。成人・少年別に見ても、成人送致人員は男性のみ減少し、女性は横ばいであること、女子少年の送致人員の減少率は男子少年の送致人員の減少率よりも低かったことから成人でも少年でも女性比は上昇しており、同年はそれぞれ20.6%、63.9%であった。同年において、少年では、女子の送致人員（145人）が男子（82人）を上回っている（CD-ROM資料1参照）。

1-10-2図は、昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性送致人員を成人・少年

別に人員と構成比とで見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-10-2 図 覚せい剤取締法違反 女性送致人員の推移（成人・少年別）



注1 警察庁の統計による。  
 注2 犯行時の年齢による。

覚せい剤取締法違反では、昭和60年以降、毎年送致人員の9割以上が成人である。しかし、男性と比較すると女性では少年比が高く、59年から低下傾向ではあるものの、61年まで20%台、平成17年まで10%台で推移していた。22年の少年比は、男性では昭和57年の9.5%から0.9%に、女子少年では58年の24.8%から5.7%にまで低下した。

覚せい剤取締法違反の送致人員が特別法犯送致人員全体に占める比率は、平成3年までほぼ毎年10%台後半で推移していたが、4年に20%台となってその後も上昇し、12年には29.3%の高水準となった。その後は低下傾向となり、22年は15.4%であった。しかし、女性の送致人員だけを見ると、12年に37.1%の最高値となり、その後低下傾向にはあるものの、22年も22.6%と高く、女性の特別法犯送致人員の5人に1人以上が覚せい剤事犯者となっている（CD-ROM資料1参照）。

## 2 人口比

覚せい剤取締法違反の人口比は、男女及び成人・少年を問わず、低下傾向にある。平成22年の人口比を昭和55年と比較すると、女性は同年の6.6から4.4に、男性は38.1から17.4に、成人は22.0から11.2に、少年は20.9から3.2に低下した。低下の著しい少年の人口比について男女別に同様の比較をすると、平成22年には、女子少年は昭和55年の13.4から4.1に、男子少年は28.1から2.2に低下しており、男子少年の人口比がより顕著に低下したことがわかる。なお、覚せい剤取締法違反では、女子少年の人口比が平成2年以降ほぼ毎年

男子少年を上回っているが、その他の犯罪ではいずれも成人・少年とも男性の人口比が女性を上回っているから、覚せい剤取締法違反における女子少年の人口比の高さは同罪独自の特徴である。成人男女について同様の比較をすると、22年には、成人女性は昭和55年の5.9から4.4に、成人男性は39.3から18.5に低下しており、成人でも男性の人口比が女性以上に低下している（CD-ROM資料1 参照）。